8　第二条及び第三条の規定は、締約国が次のものに関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

(a)　政府調達（注）

注　この協定の適用上、「政府調達」とは、政府が、物品若しくはサービス又はこれらを組み合わせたものを政府用に利用することができるようにする過程又は政府用に取得する過程（商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的再販売若しくは商業的販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは提供における利用を目的とするものを除く。）をいう。締約国が政府調達に関して採用し、又は維持する措置には、公共事業に関する特許に係る契約に関する措置を含む。

(b)　締約国が交付する補助金又は行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

第八条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び可能な場合には一般に適用される司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する次の者の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

(a)　他方の締約国の国籍を有する自然人

(b)　他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役

第十一条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　4から7までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続に従って実施するものであること。

2　1の規定は、二の事態を取り扱っている。第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

3　(a)　締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(i)　政府の行為の経済的な影響。ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。

(ii)　政府の行為が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度（注）

注　投資家の投資に基づく期待が合理的なものであるかどうかは、関係がある限りにおいて、政府が当該投資家に対して拘束力のある書面による保証を与えたかどうか、関連する分野における政府の規制の性質及び程度又は政府の規制の可能性等の要素による。

(iii)　政府の行為の性質

(b)　公共の福祉に係る正当な目的（例えば、公衆衛生（注）、安全及び環境）を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない。

注　公衆衛生を保護するための規制措置には、特に、医薬品（生物学的製品を含む。）、診断技術、ワクチン、医療機器、遺伝子治療及び遺伝子技術、健康に関連する補助具及び器具並びに血液及び血液に関連する製品の規制、価格の決定及び供給並びにこれらのものについての払戻しに関する措置を含む。このことは、この(b)の規定の適用範囲を限定するものではない。

4　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

5　補償については、不当に遅滞することなく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

6　支払が自由利用可能通貨で行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

7　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a)　収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b)　収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

8　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

第十二条　武力紛争、内乱、国家緊急事態又はこれらに類する事件の際の待遇

1　一方の締約国は、第七条8(b)の規定にかかわらず、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、武力紛争、内乱、国家緊急事態又はこれらに類する事件により自国の区域にある投資財産が被った損失に関して自国が採用し、又は維持する措置について、差別的でない待遇を与える。

2　1の規定は、第七条8(b)の規定がないとしたならば第二条の規定に反することとなる補助金又は贈与に関する現行の措置については、適用しない。

3　1の規定に従って行われる支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　いずれの締約国も、第十六条の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。